

# 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）給付約款 目次

## この保険およびこの約款の趣旨

- 第1条 用語の意義
- 第2条 総則
- 第3条 年金の種類および年金支払期間
- 第4条 年金および死亡給付金の支払
- 第5条 年金および死亡給付金の支払に関する補則
- 第6条 年金および死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱

- 第7条 年金証書
- 第8条 解約返還金
- 第9条 法令等の改正等に伴う特定疾病年金等の支払事由に関する規定の変更
- 第10条 基本約款に定める保険契約を解除できない場合に関する規定を適用する場合の取扱
- 第11条 特別条件を付けた場合の特則

# 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）給付約款

（2018年4月2日制定）

## （この保険およびこの約款の趣旨）

- この保険は、一定期間の保険期間中に、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。年金額および死亡給付金の額は同額です。なお、第1回の年金が支払われる場合には、その後の保険料の払込を不要とします。

|       |        | 給付の内容                                                                                                                                       |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年金    | 特定疾病年金 | 被保険者が、悪性新生物と診断されたときまたは急性心筋梗塞もしくは脳卒中により所定の状態に該当したときに第1回の特定疾病年金を支払い、年金支払期間中の第1回の特定疾病年金の支払日の年単位の応当日に生存しているときに第2回以後の特定疾病年金を支払います。               |
|       | 身体障害年金 | 被保険者が、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当したときに第1回の身体障害年金を支払い、年金支払期間中の第1回の身体障害年金の支払日の年単位の応当日に生存しているときに第2回以後の身体障害年金を支払います。 |
|       | 介護年金   | 被保険者が、所定の要介護状態に該当したときに第1回の介護年金を支払い、年金支払期間中の第1回の介護年金の支払日の年単位の応当日に生存しているときに第2回以後の介護年金を支払います。                                                  |
| 死亡給付金 |        | 被保険者が第1回の年金の支払日前に死亡したときに支払います。                                                                                                              |

- この約款は、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の給付内容等に関する事項を定めたものです。この保険契約の普通保険約款は、この給付約款と契約取扱基本約款（以下「基本約款」といいます。）で構成されます。

## 第1条（用語の意義）

この給付約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

|       | 用語の意義                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 年金    | 特定疾病年金、身体障害年金および介護年金をいいます。                                                              |
| 責任開始期 | 保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。 |

## 第2条（総則）

この給付約款は、この保険契約の普通保険約款の一部を構成するものであり、基本約款とあわせてこの保険契約の普通保険約款とします。

## 第3条（年金の種類および年金支払期間）

- 年金の種類は有期年金とし、第1回の年金の支払日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り、年金を支払います。
- 年金支払期間は、保険契約者が、保険契約の締結の際、当会社所定の範囲内で、年金支払期間とする年数または年金支払期間が満了となる年齢を指定することにより定めるものとし、第1回の年金の支払日からそれぞれつぎの日までとします。
  - 年金支払期間とする年数を指定した場合  
第1回の年金の支払日からその日を含めて保険契約者が指定した年数を経過する日まで
  - 年金支払期間が満了となる年齢を指定した場合  
第1回の年金の支払日から被保険者の年齢が保険契約者が指定した年齢に達する年単位の契約応当日以後最初に到来する第1回の年金の支払日の年単位の応当日の前日まで（この期間が5年に満たないときは、第1回の年金の支払

日からその日を含めて5年を経過する日まで)

#### 第4条（年金および死亡給付金の支払）

1. この保険契約において支払う年金および死亡給付金はつぎのとおりです。

|        |            | 年金・死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 支払額 | 受取人  | 支払事由に該当しても年金・死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。） |
|--------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|--------------------------------------------|
| 特定疾病年金 | 第1回の特定疾病年金 | <p>(1) 被保険者が、責任開始期以後、保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物（別表3）と医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき</p> <p>(2) 被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき</p> <p>(ア) 急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(イ) 急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表6）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき</p> <p>(a) 公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為</p> <p>(b) 先進医療（別表9）に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。以下同じ。）</p> <p>(3) 被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき</p> <p>(ア) 脳卒中（別表5）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(イ) 脳卒中（別表5）を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表6）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき</p> <p>(a) 公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為</p> <p>(b) 先進医療（別表9）に該当する診療行為</p> | 年金額 | 被保険者 | ———                                        |

|        |              | 支払事由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 支払額 | 受取人  | 免責事由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定疾病年金 | 第2回以後の特定疾病年金 | 被保険者が年金支払期間中の第1回の特定疾病年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 年金額 | 被保険者 | _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        | 第1回の身体障害年金   | <p>被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」といいます。）に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当し（身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害（以下「複数障害」といいます。）につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級から3級までの障害に該当した場合を含みます。以下同じ。）、同法にもとづき障害の級別が1級から3級までである身体障害者手帳の交付があったとき。</p> <p>この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因とする障害が新たに加わって身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当し、同法にもとづき障害の級別が1級から3級までである身体障害者手帳の交付があったときを含みます。</p> | 年金額 | 被保険者 | <p>つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p> <p>(8) 地震、噴火または津波</p> <p>(9) 戦争その他の変乱</p> |
|        | 第2回以後の身体障害年金 | 被保険者が年金支払期間中の第1回の身体障害年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 年金額 | 被保険者 | _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|       |            | 支払事由                                                                                                                                                                                                             | 支払額    | 受取人      | 免責事由                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護年金  | 第1回の介護年金   | 被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に下記のいずれかの要介護状態に該当したとき<br>(1) 公的介護保険制度（別表10）における要介護2以上の状態（別表11）に該当し、要介護認定（別表12）において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき<br>(2) 当会社所定の状態（別表13）に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したとき | 年金額    | 被保険者     | 下記のいずれかにより左記の支払事由に該当したとき<br>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br>(2) 被保険者の犯罪行为<br>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故<br>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故<br>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故<br>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故<br>(7) 被保険者の薬物依存<br>(8) 地震、噴火または津波<br>(9) 戦争その他の変乱 |
|       | 第2回以後の介護年金 | 被保険者が年金支払期間中の第1回の介護年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき                                                                                                                                                                       | 年金額    | 被保険者     | ———                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 死亡給付金 |            | 被保険者が第1回の年金の支払日前の保険期間中に死亡したとき                                                                                                                                                                                    | 年金額と同額 | 死亡給付金受取人 | 下記のいずれかにより左記の支払事由に該当したとき<br>(1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺<br>(2) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意<br>(3) 戦争その他の変乱                                                                                                                                                                     |

- 第1項の第1回の特定疾病年金の支払事由の(1)に該当した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と医師により診断確定されたときは、当会社は、特定疾病年金を支払いません。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後、保険期間中に、被保険者がその悪性新生物と因果関係のない悪性新生物と医師により診断確定されたときは、特定疾病年金を支払います。
- 被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と医師により診断確定された場合で、その診断確定日からその日を含めて180日以内（診断確定日からその日を含めて180日以内に特定疾病年金の請求があった場合で、申出により保険契約を解除することができる旨を当会社が通知したときは、その通知をした日からその日を含めて30日以内）に保険契約者からこの保険契約を解除する旨の申出があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 被保険者が責任開始期前に悪性新生物（別表3）と医師により診断確定されていて、保険契約者および被保険者がこの保険契約の締結または復活の際にその事実を知らなかった場合で、申出によりこの保険契約を解除することができる旨を当会社が通知した日からその日を含めて30日以内に保険契約者からこの保険契約を解除する旨の申出があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 基本約款に定める告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの保険契約の解除が行われる場合には、第3項および第4項の取扱いは行いません。
- 年金の支払日については、下記のとおりとします。
  - 第1回の年金  
第1回の年金の支払事由が生じた日
  - 第2回以後の年金  
第1回の年金の支払日の年単位の応当日
- 第1回の年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日後に到来する保険料期間に対応する保険料の払込は要しません。

#### 第5条（年金および死亡給付金の支払に関する補則）

- 保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第4条（年金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、年金の受取人は保険契約者とします。

2. 年金の受取人を被保険者（第1項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 死亡給付金を支払う前に特定疾病年金、身体障害年金または介護年金の請求を受け、特定疾病年金、身体障害年金または介護年金が支払われるときは、当会社は、死亡給付金を支払いません。
4. 年金が支払われた場合には、当会社は、死亡給付金を支払いません。
5. 死亡給付金が支払われた場合には、当会社は、年金を支払いません。
6. 当会社は、特定疾病年金、身体障害年金および介護年金を重複しては支払いません。
7. 特定疾病年金、身体障害年金または介護年金のいずれかが支払われた場合には、その年金と同じ年金の支払事由に該当しても、当会社は、これを支払いません。
8. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に第1回の特定疾病年金の支払事由の(2)もしくは(3)、第1回の身体障害年金の支払事由または第1回の介護年金の支払事由に該当する状態に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因としてその状態に該当したものとみなして、第4条の特定疾病年金、身体障害年金および介護年金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
9. 被保険者が複数障害により身体障害年金の支払事由に該当した場合でも、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害のみであったとしても身体障害年金の支払事由に該当する障害と同等の障害であると当会社が認めた場合は、身体障害年金を支払います。
10. 年金支払期間が満了した場合には、保険契約は消滅します。
11. 保険期間の満了日（更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本条において同じ。）からその日を含めて60日以内に被保険者が第1回の特定疾病年金の支払事由の(2)の(7)または(3)の(7)に該当した場合には、保険期間の満了日に該当したものとみなして第4条の規定を適用します。
12. 保険期間の満了日後に身体障害者手帳の交付があった場合でも、保険期間の満了日までに身体障害者手帳の交付を申請していたときは、保険期間の満了日に身体障害者手帳の交付があったものとみなして第4条の規定を適用します。
13. 保険期間の満了日後に要介護認定が効力を生じた場合でも、要介護認定の更新の場合で、保険期間の満了日までに要介護2以上との認定を受けていたときは、その認定を受けた日を要介護認定が効力を生じた日とみなして第4条の規定を適用します。
14. 保険期間の満了日に第1回の介護年金の支払事由の(2)に定める当会社所定の状態に該当しているものの、その状態が180日間継続していない場合において、その後もその状態が継続し、その該当した日からその日を含めて180日間継続したときは、保険期間の満了日に第1回の介護年金の支払事由の(2)に定める当会社所定の状態に該当したものとみなして第4条の規定を適用します。
15. 第11項から第14項までの規定により特定疾病年金、身体障害年金または介護年金が支払われる場合で、保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき特定疾病年金、身体障害年金または介護年金からその金額を差し引くものとします。
16. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

#### 第6条（年金および死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、当会社は、責任準備金（責任準備金額が死亡給付金の額を上回る場合は、死亡給付金相当額。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。
  - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
  - (2) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
  - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
4. 地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって身体障害年金または介護年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、身体障害年金または介護年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
5. 戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

#### 第7条（年金証書）

当会社は、第1回の年金を支払うときに、年金証書を年金の受取人に交付します。

#### 第8条（解約返還金）

この保険契約に対する解約返還金はありません。

#### 第9条（法令等の改正等に伴う特定疾病年金等の支払事由に関する規定の変更）

1. 当会社は、特定疾病年金の支払事由（第1回の特定疾病年金の支払事由の(2)および(3)）に限ります。以下本条におい

て同じ。）に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が特定疾病年金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および年金額を変更することなく特定疾病年金の支払事由に関する規定を変更することがあります。

2. 当社は、身体障害年金または介護年金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が身体障害年金または介護年金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および年金額を変更することなく身体障害年金または介護年金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
3. 第1項または第2項の規定により、特定疾病年金、身体障害年金または介護年金の支払事由に関する規定を変更するときは、当社は、変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### 第10条（基本約款に定める保険契約を解除できない場合に関する規定を適用する場合の取扱）

責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したことにより基本約款の規定にもとづき保険契約を解除できない場合であっても、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内につきのいずれかに該当した場合は、当社は、この保険契約を解除することができます。

- (1) 第1回の身体障害年金の支払事由に定める障害に該当したとき
- (2) 第1回の介護年金の支払事由の(1)に定める要介護2以上の状態に該当したとき

#### 第11条（特別条件を付けた場合の特則）

保険契約の締結の際、被保険者の健康状態その他が当社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎのいずれか1つまたは2つ以上の方法によって取り扱います。

- (1) 身体障害年金額・死亡給付金額削減支払法

契約日からその日を含めて当社の定める削減期間内に被保険者が身体障害年金の支払事由に該当し、または死亡したときは、年金額につぎの割合を乗じて得た金額を身体障害年金または死亡給付金の支払額として第4条（年金および死亡給付金の支払）の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症（別表2）による場合には、年金額と同額を身体障害年金または死亡給付金の支払額として第4条の規定を適用します。

| 身体障害年金の支払事由に<br>該当した日または死亡日の<br>属する保険年度 | 削減期間 |     |     |     |     |
|-----------------------------------------|------|-----|-----|-----|-----|
|                                         | 1年   | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  |
| 第1年度                                    | 50%  | 30% | 25% | 20% | 15% |
| 第2年度                                    |      | 60% | 50% | 40% | 30% |
| 第3年度                                    |      |     | 75% | 60% | 45% |
| 第4年度                                    |      |     |     | 80% | 60% |
| 第5年度                                    |      |     |     |     | 80% |

- (2) 特別保険料領収法

普通保険料に当社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき保険料とします。

- (3) 特定障害不担保法

(ア) 次表の障害のうち、保険契約の締結の際に当社が指定した障害により身体障害年金の支払事由に該当したときは、身体障害年金を支払いません。

| 障害の名称 |      |
|-------|------|
| 01    | 視覚障害 |
| 02    | 聴覚障害 |

- (イ) 被保険者が複数障害により身体障害年金の支払事由に該当した場合で、その複数障害のうち一部の障害が特定障害不担保法の適用により身体障害年金が支払われないこととなる障害であるときは、特定障害不担保法の適用により身体障害年金が支払われないこととなる障害以外の障害のみであったとしても身体障害年金の支払事由に該当する障害と同等の障害であると当社が認めた場合は、身体障害年金を支払います。

## 備考

### 1. 責任開始期以後に発病した疾病

「責任開始期以後に発病した疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

### 2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。